

## 基本目標 Ⅲ

### 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

#### 現状と課題

女性は人口の半分、本市人口でも半数以上を女性が占めています。男女それぞれが対等な社会の構成員として活躍できる社会となるためには、女性がより活躍出来ることが必要です。平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）（※7）が成立しました。

働くことを希望する女性が、安心と意欲をもって働くことが出来る社会、男女共同参画社会を推進するために、政府や企業などの重要な役職や審議会などの委員への女性を登用することが必要となってきます。島根県では、審議会や各種委員会の女性登用率は、42.3%（H26.3現在）となっています。また、本市はこの女性の登用率が28.2%（H27.4現在）と非常に低い状態です。

あらゆる分野において男女双方の意見が反映されるよう、女性の参画機会の拡大に向けた意識の醸成と、積極的な取組や仕組みづくりが必要です。

民間企業における女性の登用についても同様な状況にあり、女性の人材育成を含め協力要請を行っていく必要があります。

（※7）女性活躍推進法：正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的とし、施行から10年間の時限立法となっている。同法により平成28年4月1日から、従業員301人以上の企業と、雇用主としての国や自治体は、女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定と公表が義務づけられる。罰則規定はなく、同様のことが従業員300人以下の企業にも努力義務として課される。

## ① 市政における男女共同参画の推進

### ＜施策の方向性と取組＞

「市民の意識・実態調査」によると、全体では「男女共同参画社会」を実現するために重要だと思うことは「男女共にとりまく様々な偏見・差別、固定観念、慣習・しきたりを改めること」が全体・男女共に50%を超えて高くなっています。次いで、「学校などにおける男女平等や人権教育の推進」「男女共同参画に関する情報の提供や啓発の推進」が必要と答えています。その一方で、「高齢者や病人の施設や介護サービスの充実」「保育サービスや学童児童などの子育て支援の充実」「女性の就労支援の充実」に対する女性の意見が男性よりも高く現れています。これは、女性が社会進出に必要な施策環境改善を強く望んでいるものと思われます。

市において、男女共同参画社会を推進するために各種審議会・委員会等への女性の登用要請に努めます。また、市職員においては男女共同参画の視点を重視した職務分担を図り、能力・適性に応じた職員配置及び係長級以上の職への登用を推進します。

#### ● 女性議員数

平成27年度（単位：人、％）

議員定数	総数	うち女性議員数	女性比率
24	24	1	4.2

#### ● 審議会等への女性の参画率

平成27年度（単位：人、％）

	審議会等数	うち女性委員の いる審議会数	委員総数	うち女性委員数	女性の割合
目標の対象とする審議会	25	22	319	90	28.2

#### ● 管理職への女性の登用状況について

平成27年4月1日現在（単位：人、％）

職員数	うち女性職員数	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率
684	193	84	4	4.8

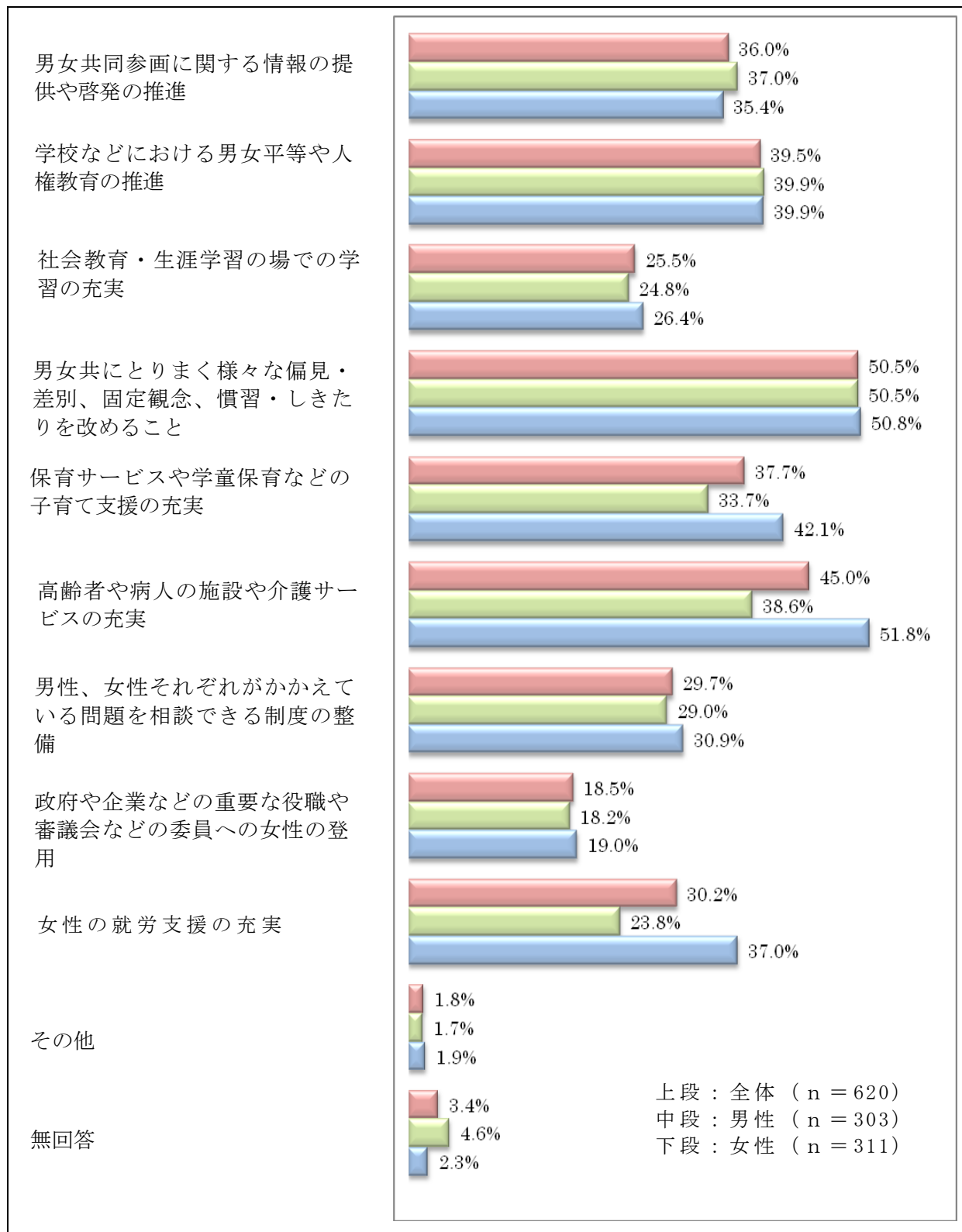
#### ● 係長級以上の職への女性の登用状況について

平成27年4月1日現在（単位：人、％）

職員数	うち 女性職員数	係長級以上の 職数	うち女性係長級 以上の職数	女性比率
684	193	271	38	14.0

【参考資料】

●男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために最も重要と思うことは何でしょうか。



データ（平成26年度市民の意識・実態調査より）

具体的施策	内 容 説 明	担当課
各種審議会・委員会等への女性の登用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市における審議会等への女性の積極的な登用を図ります。</li> <li>• 女性団体等のネットワークづくりや学習会などの開催を通して、意思決定の場に参画できる女性の人材を育成します。</li> </ul>	関係課  人権同和教育啓発センター
適性に応じた女性職員の配置及び係長級以上の職への登用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 能力・適性に応じた職員配置に努めます。</li> <li>• 女性職員の係長級以上の職への登用を図ります。</li> </ul>	人事課  人事課
職員のワークライフバランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 職業生活と家庭生活の両立のために必要な環境整備を図ります。</li> </ul>	人事課

## ② 各種団体、企業などにおける 男女共同参画の促進

### ＜施策の方向性と取組＞

各種団体や企業において、代表者や役員など方針決定の立場にある男性の比率が極めて高いため、男女の意見が平等に反映されにくい現状があります。女性の参画を増やしていくためには、女性自身の意識づくりと人材の育成が必要になります。各種団体や企業に対し、様々な機会を通じて、男女共同参画に関する意識づくりや働きかけを行い、女性の参加を促します。

具体的施策	内 容 説 明	担当課
各種団体・企業への女性登用の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種団体や企業の女性に対して、意識改革のための啓発活動を行うとともに人材の育成・活用を促進します。</li> </ul>	人権同和教育啓発センター

### ＜代表的な数値目標＞

代表的な目標	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成33年度)
審議会等への女性の参画率	25.2%	40%
女性のいる審議会等の比率	80.7%	100%
市の係長級以上職への女性の登用比率	14.0%	20%